（別添１）

窓等の断熱性能表示制度について（ガイドラインの考え方）

Ｉ．総論（基本認識）

１．窓等の断熱性能に係る表示制度創設の背景

地球温暖化対策の推進のため、エネルギー需要の増加が続く民生部門の約半分を占める家庭部門の省エネルギー措置は喫緊の課題となっている。

家庭部門の省エネルギーを進めるにあたり、住宅の省エネルギー性能を決する大きな要因である開口部について、より断熱性能の高い窓等を一般消費者が選択できるよう市場環境を整備することが有効である。

このような中、平成１８年４月施行の改正省エネ法においては、第７６条において建築材料の断熱性に係る品質の向上及び品質の表示に関する指導・助言を行う対象として、これまでの建築材料の製造事業者に加え、新たに加工事業者及び輸入事業者を対象に追加したことに加え、第８６条において一般消費者が行う省エネ対策に資する情報提供を進めることとした。

これらを踏まえ、窓等の断熱性能に係る情報を一般消費者に対して提供することが可能な事業者の取り組みを推進し、より断熱性能の高い窓等の普及を図るため、これらの事業者が省エネ法第８６条に基づいて一般消費者に対して情報提供を行う際に参考とするべき「窓等の断熱性能に係る情報提供に関するガイドライン」を作成することとなった。

２．本ガイドラインの趣旨

窓等の断熱性能に関する表示を促進する上では、表示内容の統一性、客観性を確保しつつ、一般消費者に分かりやすく情報提供されることが必要であることから、情報提供を行う者が一般消費者に対する情報提供のために断熱性能に関する表示を行う場合に参考とするべくガイドラインとして取りまとめ、公表することにより、円滑な実施を図っていくことが妥当である。

Ⅱ．本ガイドラインの概要

１．ガイドラインの製品範囲

ガイドラインにおいては、開口部のうちでも、専有面積が大きいこと、特に居室における熱の流出入に直接的な影響を及ぼすことから、窓を対象とし、業実態を踏まえ、具体的な表示の対象としては、窓、ガラス及びサッシの３種別とする。

２．表示を行う主体

窓等の断熱性能に係る表示により一般消費者への情報提供を行う主体は、ガラスやサッシ等の流通形態を鑑み、誰が品質に関するデータを有し、断熱性能の専門知識を有した情報提供が可能かといった観点から、窓、ガラス及びサッシの製造事業者、加工事業者及び輸入事業者とする。

ガラス、サッシそれぞれの製造事業者については、品質に関するデータや断熱性能の専門知識を有すると考えられ、これらが表示を付すことが一般的であると考えられる。また、ガラス及びサッシの流通段階でガラスの切断等の加工を行う事業者についても、品質に関するデータを持ち得、これが表示を行う場合も想定される。

さらに、輸入事業者についても、品質の向上のために行うことができることとして、自分たちの調達する品目をより断熱性の高い物を選択して輸入することが挙げられ、これを通じて性能に関する情報を入手可能である。また近年ではプラスチックサッシ等の輸入量の増加も見られ、輸入品についても国産品と同等の情報量が担保されるべきである。

一方、ガラス等販売店や工務店、リフォーム事業者については、品質に関するデータを有しないことも多いこと、通常製造事業者等のパンフレット等を用いて消費者への情報提供を行っていることから、製造事業者等による表示がなされれば、そのまま一般消費者への情報提供に繋がることなどから、今回の表示主体としないこととする。

3. 表示による情報提供のあり方

(1) 表示区分の考え方

①窓について

４区分(開口部基準の熱貫流率にて区分)とする。

(単位:W/m²・K)

表示区分
熱貫流率　2. 33以下
熱貫流率　2. 33超3. 49以下
熱貫流率　3. 49超4. 65以下
熱貫流率　4. 65超

②ガラスについて

４区分(JISの熱貫流率に基づく低放射複層ガラス2区分、複層ガラス及び単板ガラス)とする。

(単位:W/m²・K)

表示区分
熱貫流率:2. 33以下
熱貫流率:2. 33超2. 70以下
熱貫流率:2. 70超4. 00以下
熱貫流率:4. 00超

③サッシについて

４区分(木・プラ・複合製サッシ、金属熱遮断構造サッシ、複層用金属製サッシ及び単板用金属製サッシ)とする。

表示区分
木製サッシ プラスチック製サッシ 木(又はプラスチック)と金属の複合製サッシ
金属熱遮断構造サッシ
複層用金属製サッシ
単板用金属製サッシ

(2)測定方法等

窓及びガラスの熱貫流率の測定方法・算定方法については、以下のJISに準拠することとする。

製品の種別	準拠すべきJIS
窓	・JISA4710「建具の断熱性試験方法」
ガラス	・JISR3107「板ガラス類の熱抵抗及び建築における熱貫流率の算定方法」(算定方法) 又は ・JISA1420「建築用構成材の断熱性測定方法－校正熱箱法及び保護熱箱法」(測定方法)

(3)表示方法

窓、ガラス及びサッシについて、いずれも☆による等級表示を行うこととする。この場合、最上等級がわかるように、塗りつぶし表記を行う。

窓、ガラス及びサッシの別ごとに、ラベルの大きさ、形、色、文字情報を統一したデザインとする。特に、窓については、ラベルの寸法を大きくし、目立つ表示とする。

熱貫流率については、数値を付記することが望ましい(窓、ガラス)。

製品本体へのシール貼付又は刻印による表示のほか、カタログ、取扱説明書等の印刷物による表示によっても良いこととする。

【ラベル】

(窓)

（ガラス）

（サッシ）

４．その他

　ガイドラインは、社会的情勢の変化、技術的知見の向上、その他の事情を勘案しつつ、製品の範囲、表示区分、表示方法等について、今後とも、適宜の見直しを行うこととする。

　また、国、関係事業者及び関係事業者団体は、それぞれの役割に応じて、表示制度の周知、啓発に努めることとする。